相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍大韓民国、最後の住所秋田県秋田市土崎港中央三丁目五番四六号
被相続人　亡　李　学奉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十四日
秋田県秋田市山王六丁目一三番一五号
相続財産管理人　弁護士　三浦　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市大字三沢二六一〇七番地の一、最後の住所福島県福島市小倉寺字経塚山二九番地の六一　被相続人　亡　本田　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十四日
事務所福島県福島市北五老内町一番三号福島法曹ビル三〇五号
相続財産管理人　菅野　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市十王町山部五一〇番地三、最後の住所茨城県日立市十王町山部六〇七番地　被相続人　亡　鈴木　由之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十四日
茨城県日立市平和町一丁目一五番二号山忠ビル三階
相続財産管理人　茂木　博男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区東二丁目三二番地、最後の住所東京都江戸川区中葛西四丁目八番一五―一一六号　被相続人　亡　中村　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十四日
事務所　東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　清水　香代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県坂井市坂井町高柳第七四号一七番地甲、最後の住所福井県福井市板垣四丁目五〇四番地ラポール板垣一〇五号
被相続人　亡　東　俊彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十四日
福井県福井市大手二丁目二〇番一二号大手ビル三階　相続財産管理人　井花　正伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市八坂町一四八一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田畑　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十四日
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川一七二九番地
相続財産管理人　廣瀬　滋夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市加古川町北在家四六四番地六、最後の住所兵庫県加古川市西神吉町西村三八九番地の一　被相続人　亡　福盛　義宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十四日
兵庫県姫路市船橋町三丁目一七三番地の一〇
相続財産管理人　熊橋　好規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県行橋市大字中津熊三四三番地、最後の住所福岡県行橋市大字中津熊三四五番地の三　被相続人　亡　松本　正行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十四日
福岡県行橋市大橋二丁目四番二四―二〇二号
相続財産管理人　塘岡　琢磨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市太白区緑ヶ丘三丁目三七番地の一三、最後の住所沖縄県宜野湾市宜野湾一丁目一番二〇号
被相続人　亡　庄子　雄二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二十四日
沖縄県沖縄市字宮里四六二番地
相続財産管理人　司法書士　諸見里安敏

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　有限会社ペレグリンコングロマリット　東京都港区麻布台一丁目一番二〇号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年八月二十四日
東京都港区麻布台一丁目一番二〇号
有限会社ペレグリンコングロマリット
代表取締役　志村　元治

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　日本リート株式会社　日本リート株式会社　大阪市中央区北浜東一番一七号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年八月二十四日
大阪市中央区北浜東一番一七号
日本リート株式会社
代表取締役　北川　哲

神戸港埠頭公社債券償還公告

神戸港埠頭公社債券定時償還のため抽籤の結果それぞれ下記番号の債券が当籤しましたから公告いたします。

償還期日　平成22年9月24日

支払場所　券面記載の支払場所

回	償還金額	10万円券	100万円券	1000万円券
58回	4,020万円	15～16	―	97～100
59回	1,260万円	31～36	21～22	14
60回	3,750万円	11～15	57～63	97～ 99

平成22年8月24日　**財団法人　神戸港埠頭公社**